弁護士による出張授業のご案内

滋賀弁護士会では、未来を担う中学生・高校生の方々に、法制度への理解を深めていただくため、憲法や裁判の仕組み、弁護士の仕事、その他法制度全般にわたった「出張授業」を企画し、お申し込みいただいた学校へ弁護士を無料で派遣いたします。

対象

滋賀県内の中学校・高等学校

費用

無料

弁護士の日当・交通費等一切の費用は当会にて負担いたします。

授業内容

主に以下のテーマについて
滋賀弁護士会会員(弁護士)による
1時間程度の授業を予定しています。

① 日本国憲法について
② 裁判の仕組み・裁判員制度について
③ 消費者・ネット問題について
④ 労働問題について
⑤ 交通事故について
⑥ 弁護士の仕事について

(※①～⑥以外のテーマについてもご相談には応じますが、ご希望に添えない場合もございます)

お申込方法

裏面「出張授業申込書」に、①学校名②学校所在地③ご担当者名④ご連絡先(電話・FAX)⑤希望日時(第3希望までご記入下さい)⑥希望テーマを明記の上、当会まで郵送もしくはFAXにて、実施日の1か月前までにお申し込み下さい。(※予定コマ数に達した場合、お申し込みを締め切らせていただくことがございます)

お問い合わせ先　〒520－0051　大津市梅林1丁目3番3号　滋賀弁護士会
電　話：077－522－2013　　FAX：077－522－2908
http://www.shigaben.or.jp

イラスト／のぶさと

滋賀弁護士会・法教育委員会　行
（ＦＡＸ：０７７－５２２－２９０８）

滋賀弁護士会キャラクター・ナヤマズン

出張授業申込書（中学・高校用）

申込日：　　年　　月　　日

学　校　名	
対象者及び人数	対象（学年・学科・クラスなど） 人数　　名
ご連絡先	所在地　〒 電　話　　－　　－ ＦＡＸ　　－　　－ ご担当者名　　（ふりがなもご記入下さい）
実施希望日時 第１希望日	年　月　日（　） 時　分　～　時　分
第２希望日	年　月　日（　） 時　分　～　時　分
第３希望日	年　月　日（　） 時　分　～　時　分
実施場所	教室・講堂・その他
希望講演内容 ※①～⑦で選択	①日本国憲法　②裁判の仕組み・裁判員制度 ③消費者・ネット問題　④労働問題　⑤交通事故 ⑥弁護士の仕事　⑦その他（　　）
備　考	

〒５２０－００５１　大津市梅林１丁目３番３号　滋賀弁護士会
電　話：０７７－５２２－２０１３　　ＦＡＸ：０７７－５２２－２９０８